

# 群馬県内科医会会則

## 第1章 総則

第1条 本会は群馬県内科医会と称し、県内の内科医等をもって組織し、本会員は日本臨床内科医会の会員をかねる。

第2条 本会の事務所は群馬県医師会内に置く。

## 第2章 目的及び事業

第3条 (1) 本会は、内科に関する研究経験等の発表交換、講演会の開催及び保険診療に関する研究等を行い、併せて会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(2) 群馬県内科医会学術講演会を年1回は開催する。

## 第3章 役員及び顧問

第4条 本会に役員を置く。役員は各郡市内科医会または郡市医師会において推薦を受けたもの及び県医師会が推薦した県医師会理事2名で、総会で承認を得る。

第5条 (1) 役員より会長1名、副会長1名、常任理事4名、理事若干名、監事2名を互選する。

(2) 会長はその所属する郡市内科医会または郡市医師会の了承のもと、役員若干名を推薦することが出来、総会で承認を得る。

(3) 役員任期は2年とする。再選を妨げない。

第6条 本会には、会長の推薦により役員会の承認を得て顧問若干名を置くことが出来る。

その任期は当該会長の任期中とする。

第7条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代理する。

理事は、会務を掌理しその執行を行う。

監事は、会務を監査する。

## 第4章 会議と運営

### 第8条

- (1) 総会 本会は、年1回の定時総会を開催する。また、必要に応じて臨時総会を開催する。  
総会における議長は会長が推薦し、出席会員の同意を得る。
- (2) 役員会 役員会は必要に応じ会長が招集する。
- (3) 委員会 検討を要する案件が生じた場合、役員会は委員会を設置することが出来る。委員は役員会で決定する。

第9条 本会の運営は役員会の議を経て決め、総会で承認を得る。

## 第5章 会計

第10条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第11条 本会の会費は内規の定めるところによる。

## 第6章 会則の変更

第12条 本会則の変更は、総会の出席会員の議決による。

## 第7章 内規

### 第13条

- (1) 本会則施行上、必要な事項は内規として別に定める。
- (2) 内規の各項については役員会で決定し、総会の承認を得る。

附 則 本会則は、平成元年4月1日より実施する。

本会は、平成元年4月1日より日本臨床内科医会に加入する。

平成 5年9月11日 一部改正。

平成16年9月25日 一部改正。

平成22年5月20日 一部改正。

平成24年5月25日 一部改正。

## 内規

- (1) 本会の会費は会員1名につき年額11,000円を徴し、  
内8,000円を日本臨床内科医会会費とする。
- (2) 出席会員とは当日出席した会員をいう。